

平成18年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	26
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	29
○閉 会	46

平成18年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成18年11月28日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 議案第10号 平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 6 議案第11号 平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
-

1 出席議員

1番 並木克巳	2番 白石玲子
3番 上田芳裕	4番 山崎英昭
5番 高梨功	6番 相馬和弘
7番 西畑春政	8番 小野幸子
9番 粕谷いさむ	

2 関係者の出席

管理者	野崎重弥
副管理者	星野繁
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
収入役	石津省次
監査委員	現王園成夫
東久留米市環境部長	小山満
西東京市環境防災部長	斎藤静男
清瀬市市民生活部環境課長	竹之内安博

3 事務局・書記の出席

総務課長	大野常雄
施設管理課長	蛭田義一
技術課長	櫻井茂伸
技術課主幹	田春政雄
資源推進課長	涌井敬太
書記	山田邦彦
書記	米持讓
書記	本間尚介

午前10時00分 開会

○議長（相馬和弘） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年第4回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（相馬和弘） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月21日に代表者会議が開催されておりますので、当日御出席いただきました並木克巳代表委員に報告を求めます。

○1番（並木克巳） おはようございます。去る11月21日代表者会議が開催され、平成18年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成18年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第6、議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（相馬和弘） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第1番、並木克巳議員、第2番、白石玲子議員、以上のお二方をお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） 本日、平成18年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆様には、第4回定例会開催中並びに開催を控えましてそれぞれお忙しい中御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告を申し上げます。

なお、容り法その他プラスチック類につきましては、本年10月から清瀬市及び東久留米市において収集を始めております。

また、本日御提案申し上げます議案は2件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、第4回定例会の開催に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告は、平成18年8月から10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についてでございます。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、8月14日に関係市の清掃担当部課長をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会を開催いたしました。議題につきましては、平成18年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等を協議しております。

続きまして、会計関係でございますが、両監査委員において10月18日から30日にかけて延べ3日間で平成17年度決算審査が行われました。

次に、2の見学者の状況でございます。表1に記載のとおり、今期は17件885人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学は10件794人ございました。

続いて、2ページをお開き願います。

3のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表2に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

続きまして、4の契約の状況でございます。資料として添付させていただいておりますが、今期はクリーンポートのごみクレーンバケット交換補修ほか4件の工事請負契約を締結しております。その詳細につきましては別添の報告資料のとおりでございます。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期のごみの総搬入量は表3-1のとおり2万2,752トンで、これは昨年同期に比較いたしまして490トン、2.1%減少してございます。ごみ搬入量の内訳といたしましては4ページの表3-2から3-4のとおりでございます。可燃・不燃・粗大ごみの各搬入量とも昨年同期に比較し減少しております。特に不燃ごみの搬入量につきましては、平成18年10月から清瀬市及び東久留米市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、搬入量が昨年同期と比較いたしまして、2市合計

でございますが、189トン減少してございます。

次に、5ページの表3-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。表4-1及び表4-2につきましては有害ごみの搬入状況をそれぞれ表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

それから次に、6ページをお開き願いたいと思います。

表5-1、5-2は缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は合計で2,273トンで、去年同期と比較し178トン、7.3%減少しております。

その下の2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの稼働状況についてでございますが、去る8月12日にクリーンポートに落雷が発生し、照明設備等の一部が停止いたしました。幸いにもごみ処理に直接影響はございませんでした。しかし、その後の調査で自動制御設備の一部の通信が不能等であることが判明したため、再度メーカーに詳しい調査を依頼したところ、通信不能につきましてはシステムコントローラー内の電子部品の損傷が原因であることが判明いたしました。

このため、当該箇所の早急な復旧を図るための必要経費を今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては後ほど議案の中で御説明させていただきたいと思います。

なお、故障箇所の現状での対応でございますが、中央制御室からのリモート制御ができないため、職員が現場にて手動で操作している状況でございます。

次に、クリーンポートにおける今期の主な整備状況でございますが、1号炉につきましては水冷ジャケットの修理及び定期点検整備補修の実施をいたしました。2号炉、3号炉につきましては水冷ジャケットの修理を実施しております。

次に、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、7ページの表6に記載させていただいておりますが、ことし10月からの清瀬市、東久留米市における容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化の開始されたことに伴いまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の量が去年同期と比較し89トン、11.4%減少しております。

また、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもとに実施いたしました。ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果につきましては、8ページの表7から9ページの表9に記載してございます。それぞれ排出・排

除基準に適合しております。

次に、10ページ上段でございます。不燃粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。今期も記載のとおり定期点検整備を行い、各施設とも適正な管理のもと順調に稼働しております。処理状況につきましては10ページの表10に記載のとおりでございますが、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、不燃ごみの処理量は昨年同期と比較し減少傾向にございます。

なお、本年4月に火災が発生いたしました磁選鉄置き場の対応といたしまして、消火設備を設置したところでございます。

また、(3)のリサイクルセンターにつきましても、記載の保守点検等を実施し、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。その状況につきましては表11に記載のとおりでございます。

次の11ページでございます。

3の焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,549トンで、これは昨年同期と比較し268トンの減少となっております。搬出状況は表12に記載のとおりでございます。

次の4の不燃物の再利用状況でございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物・くずガラス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況は表13に記載のとおりでございます。

次に、12ページに記載のし尿処理施設関係でございます。

今期のし尿の総搬入量は609キロリットルと、昨年同期の634キロリットルに比べまして25キロリットル、3.9%減少してございます。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

また、13ページの表15でございますが、し尿処理施設における下水道放流水の測定結果を記載してございます。放流水はそれぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、14ページに記載の施設管理関係でございます。

各施設の利用者の状況でございますが、野球場につきましては今期は321回と昨年同期の281回に比べ14.2%の増、テニスコートは1,197回と昨年同期の1,140回に比べ5.0%の増、また室内プールは昨年同期の2万7,329人に比べ6.1%の減となっております。

おります。浴場施設につきましては昨年同期の2万4,662人と比べ3.8%の増となっております。詳細につきましては、表16-1、16-2のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては表17のとおりでございます。

次に、15ページの施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定の結果を表18及び表19に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合しております。

最後に、2点ほど報告させていただきたいと思っております。

1点目でございますが、平成18年第3回定例会におきまして、二枚橋衛生組合の解散に伴う多摩地域ごみ処理広域支援の経過等について、柳泉園組合としての基本的な考え方を含めまして御報告させていただいたところでございますが、その後の経緯について担当課長より後ほど報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

2点目につきましては、平成17年度の歳入歳出決算にも表記してございますが、平成17年度におきまして、柳泉園組合の公有財産であります土地と東村山市の土地——これは赤道でございますが、これを交換しております。この経緯等について担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期の行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（大野常雄） それでは、1点目に、資料2、多摩地域ごみ処理広域支援の経過について申し上げます。

このことにつきましては、第3回柳泉園組合議会定例会におきまして申し上げましたとおり、柳泉園組合として検討した結果、ごみ処理施設の処理能力及び処理量から見て広域支援は難しいと判断し、7月24日にごみ処理広域支援断念を第2ブロック代表に対して回答しております。その後、9月27日、小金井市から第2ブロック代表に対して、平成19年4月からの多摩地域ごみ処理広域支援を要請するための会議開催の依頼がございまして、10月3日に多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロック会議を開催しました。

その内容は、平成19年4月からの小金井市可燃ごみを広域支援に基づき処理をお願いしたいとの依頼がございました。その中で、小金井市の平成19年度可燃ごみについては、国分寺市との覚書で、平成19年4月以降の広域支援が円滑に進むよう、平成19年2月までに一定の方向を国分寺市に示すことになっております。

柳泉園組合としてこのことについて再検討した結果、クリーンポートの定期点検補修等

の日程、内容から、定期点検補修等を除く期間は小金井市のごみ処理を実施できるものと考えております。

なお、今後のごみ処理量及び受け入れ期間については、第2ブロック広域支援の体制及び平成19年2月までの国分寺市との状況を見て判断をするということで、10月11日にごみ処理広域支援について第2ブロック代表に対して回答しております。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援については、11月6日東久留米市、7日東村山市との周辺自治会協議会第2回定期協議会において、お手元に配付しております資料2を提出し、経過とともに広域支援による小金井市の可燃ごみの処理について御理解、御協力をいただきますようお願いいたしました。

以上でございます。

続きまして、資料3、柳泉園組合及び東村山市の土地交換について申し上げます。

このたびの事案につきましては、平成17年度末におきまして土地地積に差異がございますので、説明を申し上げるものでございます。

初めに、経過にございますように、平成6年当時、組合西側——これはテニスコートのところでございますが、狹隘の道路のため、通過車両により歩行者並びに自転車等の通行が非常に危険な状況にありました。交通安全対策上、東村山市から組合用地の一部を道路として借用したいと依頼があり、組合としては道路として公用に供するため、使用料は免除してお貸ししております。さらに、平成7年、隣地の保険会社までの道路の拡幅及び延長のため、借用面積の変更依頼があり、許可をしております。

一方、組合敷地内（旧第二工場敷地側）の一部に東村山市の用地があり、旧第二工場として使用する期間お借りしておりましたが、平成18年4月から緑地公園として跡地を利用するため、東村山市と協議を行い、現状のままで西側道路と土地の交換を行いました。その結果が、決算に出てまいりますが、0.95平米減となっております。

○議長（相馬和弘） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○2番（白石玲子） それでは、質問させていただきたいと思います。

1点目は、7ページのところなんですけど、少し御説明をお願いしたいんですけども、9月に1号炉と3号炉、その前にも2号炉がと書いてありますけれども、「水冷ジャケットが磨耗と腐食により破損し水漏れが発生したため、炉を停止し修理を実施した。」と書かれております。それで、毎年定期点検というのはかなりのお金をかけてやってらっ

しゃるにもかかわらず、これが磨耗していたということが全然わからなかったのかどうか。水漏れがして初めて、それも3炉相次いでということというのは、一体どうなっているのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

それと、予算にのっていたかもしれないんですが、その経費は補正予算に入ってくるのかなと思いますけれども、そちらで少し御説明をお願いしたいと思います。

それから、2番目なんですけれども、10月から清瀬市と東久留米市で容り法が導入されまして、それに伴って柳泉園組合に搬入されるごみというのはかなりその関係の部分では減少したというのが実態であると報告も受けております。今後の見通しというのがもしわかれば教えてください。

それから3番目は、小金井市に関する事です。

私も一応いろいろなところから資料を取り寄せるといふか、情報を収集いたしました。ここで少し伺いたいのですが、二枚橋衛生組合の焼却炉が老朽化して平成19年3月停止ということで、その理由としては出されているんですけれども、普通は、老朽化ということが今突然わかったわけではないので、当然のことながら焼却炉を使用している場合にはやはり維持管理もしていってしゃるでしょうし、全体の見通しを立てて運用されていると思うんですね。そういう意味では、次の計画が並行して立てられないような状況の中で今回のような事態に陥ったということがどうにも納得がいかないのです。その点について、当事者というわけではないので、おわかりになるところで結構ですから、教えていただきたいと思います。

それから、2点目としましては、いろいろ情報を収集いたしますと、先ほどの説明にもございましたけど、平成19年の2月には今後の計画を明らかにするということで示されております。実際に具体的にはその2月に新焼却施設の建設の候補地を案として提示をされるということが含まれているようなんですけれども、小金井市は候補地を責任を持って探すということをおられるようなんですけれども、この時代にあってやはりごみ処理というのは資源化の方向に向かうべきであると思います。それが1点と、それからもう1点としては、やはり一般的には迷惑施設という言い方というのは少し微妙なところはあるかと思いますが、そういう焼却施設がなかなか受け入れられないという実情はあるのではないかと思います。そういう意味では、単に候補地を選定するとしてもかなり厳しい状況が予測されるので、もう今は11月の末ですから、残り3カ月の中でこれが表向きの俎上にのるほど詰められるものかというのは大変危惧するところです。そういう意味

では、計画というのが少し、見通しが甘いという言い方はしたくありませんけれども、いかがなものかと私は思っていますけれども、その点については柳泉園組合としてはどうお考えかということです。

3点目としては、平成29年に新焼却炉を稼働するという予定で国分寺市と小金井市が一部事務組合をつくられるという方向で動きが出てきているようなんですが、平成29年というと、今が平成18年ですから、約10年以上先の話なんですね。その間のごみ処理というのは一体どのようにするつもりなのか。広域的な支援というのはあくまでも緊急避難的な内容ではないかと思しますので、事情が事情であればということも当然出てくると思うんですけども、そのような意味では計画行政という範疇からは、先ほどに少し重複いたしますけれども、外れるのではないかと。その10年間というのは一体どうなるのかというのは、同じ受け入れることになるとしてもやはり柳泉園組合としては考えていかなければいけない部分だと思いますので、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、最初の水冷ジャケットの件について御答弁申し上げます。

水冷ジャケットは、運転し始めまして約7年なんですけど、実はこの前にも少し細かい漏れがございました。それは、定期点検のとき、そういうときに補修をしていたんですけど、ちょうどこの時機に、ごみの中にいろんなものが入ってきますので、確かに薄いというのはわかっていたんですけども、水冷ジャケットは、1メートル、もしくは1.2メートルぐらいの大きな四角なものですから、それをやるとなると、大々的に工事をするとなると1カ月近くかかってしまうものですから、それで、ちょうど定期点検整備の合間にやったんですけど、今回こういうことになって、水が蛇口よりももう少し高い圧で圧力がかかっているんですけど、ちょうどスプリンクラーみたいな感じで吹き出してしまいまして、それで急遽補修をしたということになっております。

それから、経費なんですけど、定期点検整備で補修は入っていますので、そちらでやらせていただきました。

○資源推進課長（涌井敬太） 容り法の対応の関係でございますが、11月の24日、金曜日までのデータなんですけど、清瀬市、東久留米市両市とも約38%ほど不燃ごみの搬入が減っております。このことに伴いまして、焼却をしているプラスチック類は日量で約8トン減少しております。恐らくこれがそのままずっと今後続いていくのかなと考えております。

○総務課長（大野常雄） 小金井市の状況でございますが、1番目に、二枚橋衛生組合の老朽化でいきなり停止したことはどうなのかということですが、これはさきのブロック会議の中で二枚橋衛生組合から当時出されたものは、経過としてお話しされたのは、平成16年の2月議会で当時200トンのごみ処理施設の建てかえ計画が出されたと聞いております。このときに構成市の財政上の理由等により分散処理を避けられず、平成16年の11月議会の中で平成21年度に組合の解散が決まったと聞いております。その後、施設の老朽化が著しく進む中で、当初の組合解散を実際前倒しして、平成19年の3月に解散を決めたという説明がございました。ただし、その後聞いた中では、実際に止めた後の焼却炉の解体とかもあるものですから、平成19年3月では焼却炉はとめると聞いておりますけれども、その後についてはまだきちんとした形での話は柳泉園組合には届いておりません。

それから2点目ですけれども、平成19年の2月までに計画が出るとなっている中で、実際に迷惑施設としての受け入れが可能なのか、見通しが甘いのではないかとということなんですけれども、これは先ほど資料としてお渡ししましたように、さきの自治会の定期協議会の中においても御意見がある中で、小金井市の市民のことを思えば広域支援もやむを得ないと思うけれども、実際は行政としてはそういうものをお出しすることについてはどうかということで、多々意見がございました。柳泉園組合の今までのごみ処理施設建設の経過からいきますと自治会の側では小金井市に対する考え方についてどうなのかなということで、私どもにはお話がございました。

それから、平成29年の新炉稼動ということで、10年先までとなっているので、広域支援から外れてしまうのではないかとということで、3点目にお話があったわけですが、確かに今までのケースでいきますと、広域支援の対象となっているのは長くて2年程度、短い場合はもっと短期の期間で対応していたというのが現状でございます。現在、第2ブロックも含めて、平成29年に新炉を稼動したいというお話は聞いているんです。小金井市も含めて、その間をどういう形で小金井市が今後処理計画を立てるかということがまだ現在私どもには届いておりません。ですから、この10年というスパンの中で今後どういう形を小金井市がとるのかということが出ていないものですから、その時点では私どもではまだ判断ができていないと。とりあえずは、先ほども言いましたように、平成19年2月までには平成19年度分のごみ量の受け入れも含めて国分寺市に小金井市からきちんとした提案をするというところで今、止まっているところでございます。

○2番（白石玲子） 1点目なんですけれども、1点目に関しましては、毎年の定期点検の費用というのは、過去にも私、随分問題にしたことがありますけれども、保証期間中であっても1回の点検に1億円、2億円という単位で、年間にすると、ことし、決算を見ると随分少なくなっていますけども、非常に多額の点検をして、それだけの費用をとっているわけです、業者はね。それでいながらこういう状況というのは、この部分だけなのか、あるいはたまたまこれがこのところで表面化したということなのか、少しそのあたりは非常に私なんかはひっかかるものがあるんですね。組合としてはやはりそこのチェックというのが、相手方にお任せという状況の中で、しっかりチェックができていないんじゃないですか。担当者の方を別に責めるというわけでもないんですけども、やはり億の単位でそれだけのメンテナンスをやっていながら、これはもう全然納得いかないです。これに対して業者の側にはちゃんときちんと申し入れをしていたのかどうか。先ほどの説明の中では、全面的に直すとするとも1カ月ぐらい操業停止にならなければならないというお話もありましたけれども、そのぐらいまで劣化しているということはかなりやはり傷が深くなっているということです。その状況の中で水漏れはこれは発生しているわけですから、そういう意味ではそれはおかしい。それで業者の言いなりになる方がやはり私はおかしいと思います。そういう意味では、その業者に対してちゃんと組合としてはきちんとどのような対応をしたのかどうかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、小金井市の件なんですけど、先ほど容り法の関係で、それなりに、日量8トンということで、容器包装リサイクル法の関係で、廃プラの関係で成果が上がってきているわけなんですけれども、それはある意味ではなし崩し的にされるという気がしないでもないんですね、言い方に、例えばね。少し言葉は悪いかもしれないんですけど、今ほどの説明は、担当者の方はそういう報告ということでお話になっているので、担当者というよりはむしろ小金井市に言いたいという気はありますけれども、ただし、組合としては小金井市と直接対応しているわけですから、1番目のところの平成16年の2月の議会で建てかえ計画が出たと。その後、話し合いの結果、解散することを決めたとは私も話は聞いていましたけども、その平成16年から平成18年までのこの2年間あったわけです。この2年間の間一体何をしていたんだ。当然のことながら、ごみは毎日排出はされるし、その排出先というのが何らかの形で対応されなければいけないということはわかっていたわけですから、それでは二枚橋衛生組合としては一体何の協議をしていたのか。ここに至ってやはり見通しが全然立たなくて小金井市はこの状況だということは、私はやはり納得いかない

ですね。そういう意味では、そのあたりは組合としてはちゃんときちんときちんと詰められたのかどうか、二枚橋衛生組合に対して。単に説明を受けて、はい、わかりましたということではなくて、こちらとして受け入れという話が出ているわけですから、それならそれでやはり相手方の状況というものをちゃんときちんときちんと把握して、それについての議論をちゃんとしておかなければいけないと思うんですが、その点ちゃんとやったんでしょうか。

それから、2番目の件なんですが、先ほど計画的にも平成19年の2月ということで、見通しが甘いということを少し申し上げました。そこで、確かに自治会の方がおっしゃるように、小金井市民のことを考えれば大変ですねというのはもちろんわかりますし、だけでも、やはり行政がおかしいというのは当然のこの意見だと思うんですね。私もやはりそう思います。小金井市民の方が別に悪いというわけではないでしょうけども、やはり行政責任ということは当然のことながらあるわけで、3番目の質問に絡みますけれども、やはり平成19年の2月に計画を一応組合としても示されるということで、了解して引き下がっちゃうということはできないと思うんですね。平成19年の4月から受け入れを求められているわけですから、もう今の時点でちゃんときちんときちんとそのあたりというのを詰めておかないと、詰めるといっても相手が何にも決まっていけないみたいですけども、やはりそれはおかしいのではないかと思います。では、相手方の言うように、小金井市の言うように、平成19年2月に計画を示しますからと言われて、はい、そうですかというわけにはいかないと思うんですね。そういう意味では組合としてはどういう対応をされたのか、伺いたいと思います。

それから、平成19年の4月から受け入れてほしいと求められている可燃ごみの量は一体どのくらいなんですか。

以上、またお尋ねします。

○助役（森田浩） この広域支援につきましては、当初から、二枚橋衛生組合の解散ということが判明したときから第2ブロックの中でもいろいろ議論になっているのが事実でございます。そういう中で、二枚橋衛生組合がどのような経過をもって解散に至ったのかというのは、それは公表されている以外につきましてはなかなかわからないというのが現状でございます。そういう中で、今回の広域支援を柳泉園組合が受け入れるに当たりましては、あくまでもこの受け入れる体制の基本となるものについては広域支援であるということが第一、基本的になればそれは柳泉園組合としては受け入れられませんということで、東京都、また関係団体とのいろいろ協議を重ねた中で、第2ブロックといいますか、この

広域支援として今後対応していきましょうというのが基本的に決まったわけですね。そういう中で、柳泉園組合が受け入れる場合にはあくまでも、先ほど答弁させていただきましたが、その前提となる小金井市と国分寺市の覚書がございますから、その覚書がきちんと履行されると、またその方向性が出された、その時点でそれを見きわめながら、量、またはその期間については広域支援に基づいて柳泉園組合として判断していきたいということでございまして、現在、その量と、また期間につきましては覚書がどのような形で今後履行されていくのかというところを見きわめているところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 水冷ジャケットの件ですが、技術的な話をさせていただきますと、まず水冷ジャケットなんですけれども、メーカーとは、この水ではなくて、例えばこういうものを使わないでセメントで固めてはどうかとか、あとそういう話をさせていただきました。その中で、炉の中の温度が約1,000度近い温度があるものですから、やはりそういうものでは少し耐えられないということがあって、今期に限らず、多少そういう細かいのがありましたので、パッチ当てといたしまして、部分的に補修はさせていただいていたんですが、今回、このときにチェックはしていたんですけれども、私ども、そういうところのチェックが議員のおっしゃるとおり少し甘かったところもあると思うんですけれども、結構大きな穴があいてしましまして、それで燃焼にも影響が出るような状態だったものですから停止したというのが現状で、技術的にはかなり詰めておりまして、少しまだ来期の話をするのは早いかなと思うんですけれども、一応全面改修ということを考えております。

それから、対費用の関係なんですけど、確かにおっしゃるように大きなお金がかかっております。その中で、クリーンポート自体が大変機器が多くて、中の内容を見ながら全部機器を補修しているものですから、実はこの中の今年度については水冷ジャケットが入っていなかったのが状況でございます。それで、今、オーバーホールの中で、例えばやったものについて、これは契約書にも明記されているんですけれども、必ず1年間保証しなさいと載っております。ですから、本来ウオータージャケットを直していればそういうことで費用も発生しなかったんですけれども、そういうことで、点数が非常に、これは少し言いわけっぽくなってしまいかもしれませんが、点数が多くて、この中は今回見ていなかったものですから、そういう結果になってしまいました。

○2番（白石玲子） 私ばかり質問するというわけにはいきませんので、少しまとめていきたいと思うんですが、ただいまの件なんですけれども、私は素人ですから細かいところの機械とかそういうところというのはわからないけれども、皆さんも事務方ではあるかも

しれないけれども、やはりプロの方も中に入っているわけですから。そういう意味では、維持管理ということに関してはやはりちゃんときちんとした対応というのはこれから求められると思います。今も対象に入っていなかったということをおっしゃいましたけれども、当然のことながら、どこがどのような形で劣化するということは経験予測の中でも恐らく把握をしていらっしゃると思うんですね。これだけ長い期間、柳泉園組合の炉についてのお仕事をいらっしゃるわけですから、そのところはちゃんときちんとした見通しを持って定期点検には相手方と臨んでいくということが当然のことだと思っています。そういう意味では、やはり今後こういうことがないようにしっかりと対応していただきたいと思いますということを最後に要望させていただきます。

それから、小金井市の件なんですけれども、量も期間もまだこれから決められると今、助役がおっしゃいました。1つには、今さら言っても仕方がないというところがあるかもしれないけれども、やはりどう考えても二枚橋衛生組合のこれまでの協議というのは非常に先への見通しを立てていない、こういうごみの問題というのは、ここに限らず、もし何らかの支障が起きた場合には当然のことながら近隣の自治体にも影響してくるということは今回の問題でも明らかですから、そういう意味では、それぞれの構成自治体がやはりきちんとしたプランニングを持って、解散するのであればそれなりに動きをつくっていかれるというのが当然のことだと思います。その意味では、小金井市以外の調布市とか府中市とかはそれぞれ動きがおありのようですけれども、こういう状況に至ったということは、1つは、あまり人のことばかり言えないかもしれないんですが、小金井市のごみに関する行政の甘さというか、至らなさだと私はやはり思うんですね。そういうこととともに、やはりこういう問題が柳泉園組合に持ち込まれてきているわけですから、私たちがせっかく容り法対応の中で一人一人の市民がごみを減量化しようということで努力しているわけですよ。そういった努力にもかかわらず、結局ここでまた当然のことながら受け入れという形になればまた焼却量が増加していくわけですし、それがまたいつまで続くのかわからないし、そんなような状況というのは、それぞれ構成市に関しましても、とりわけ東久留米市は柳泉園組合がこの市内の中にあるわけですから、市民に対してだって説明がつかないです。そういう意味では、私は、柳泉園組合としては、管理者にお願いしたいんですけども、小金井市に対してはきちんとした形での対応をしていただきたいと思いますし、また今後の議論がさらに出てくるとは思うんですが、私としては、やはり小金井市に対しては、今後の計画の問題、そしてまたこれまでの経過について御説明をいただくための申し入れ

というのはした方がいいのではないかと提案を申し上げます。

○管理者（野崎重弥） 議員から大変厳しい御指摘をいただいたわけですが、これまで私、柳泉園組合の管理者として小金井市長に4回ほど個別にお会いをさせていただいております。そして、その間に柳泉園組合としての基本的な考え方、それと同時に東久留米市長としての考え方も申し述べさせていただいております。端的に申し上げまして、私どもの市民の中には中央線沿いのごみを柳泉園組合で焼却をする、そういったことについて異論は正直ありますということも端的に申し述べさせていただいております。そういった中で、私ども柳泉園組合も小金井市も多摩地域のブロックでいいますと同じ第2ブロックというところに属しておるわけですが、そういった背景がある中での第2ブロックとしての広域支援ということに取り組んでいくという基本的な方針が定まったわけですが、ただ、それはそれとして受けとめさせてはいただきたいとは思いますが、あくまでもそれは将来ごみの共同処理をするという基本的な考え方が小金井市と国分寺市の間で合意がされつつあるわけですが、あくまでもその間における平成29年に向けての基本的な考え方の計画が示される、それを見きわめた上で柳泉園組合としてどう支援をしていくかということを決めていきたいと思っています。

また、先ほど総務課長も御答弁させていただきましたけれども、さきの近隣自治会との定期協議の中でも大変厳しい御指摘をいただいております。あまり長期間にわたるということはいかなるものかという御指摘もいただいておりますし、なぜ柳泉園組合で支援をするのかということも質問としていただいております。そういった中でも一定の御理解はいただいたわけですが、今後とも近隣住民の皆様方の御理解をいただいた中で、広域支援もあり得るわけですから、議員御指摘の点も踏まえながら、小金井、国分寺両市の協議の動向、そして受け入れになります受け入れ側として、柳泉園組合として、どういった期間、どういった量を支援していくのか、それらは総合的に勘案をしながら判断をし、また近隣自治会との協議もさせていただきたいと考えております。

○議長（相馬和弘） ほかに。

○3番（上田芳裕） 今の2番議員の話と少し重複するかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思います。4点ほどあります。

1つは、水冷ジャケットの件ですが、水冷ジャケットというのは、これは磨耗をし、あるいは水漏れを発生する可能性が常にあるということなのかどうなのか。そうした

ときにどう対応をマニュアル上されているのか。その辺少し、同じような質問になって申しわけないんですけども、お願いしたいと思います。

それから、いわゆる不燃ごみも含めまして、ごみの減少の報告が先ほどございました。10月からの容り法の関係もありました。東久留米市と清瀬市が容り法を実施するという方向で動いてきているわけでありまして、西東京市についてはまだ実施されていないということでもありますね。したがって、ここに西東京市が加わればさらに柳泉園組合に持ち込みのごみの全体量というのは減少してくるであろうと、こういうふうに思います。そこで、西東京市における容り法対策の今後の計画について報告があればいただきたいと思います。

それから3点目は、落札率の問題であります。これは毎回申し上げているとおりでありまして、落札率につきましては昨今のニュースも御承知のように、柳泉園組合で不正があるとは私は申ししておりませんが、そういう疑いを持たれるような原因というのは極力排除していかなければいけないと、こう思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますが、見解があればいただきたいと思います。

4点目は、二枚橋衛生組合の件であります。これは恐らくまだ御質問されていない方も共通の認識であろうと思って確認をさせていただきたいと思いますが、結論から申しますと、この二枚橋衛生組合の処理の問題を柳泉園組合として拒否することができるのかどうかと、こういうことですね。恐らくこの辺は地域住民の方及び組合管理者も含めまして、我々構成市のメンバーも大体共通した認識ではないのかなと、このように思っております。ですから、拒否できないのかどうかと、こういうことを質問しているわけでありまして、先ほど白石議員からも話がありましたように、今ここに至った原因というものをごどこに求めるかということになってくるわけでありまして、このようになった二枚橋衛生組合としての組合の管理責任とかそういったものはどういうふうに総括されたのか、その辺もわかれば教えていただきたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、水冷ジャケットの件について御回答申し上げます。

水冷ジャケット、先ほども少し御答弁させていただきましたけども、議員のおっしゃるとおり、鉄でできているものですから、約6ミリぐらいの鉄板なんですけども、まず物理的にごみがこすれるのと、それからごみの汁とかそういうものがあるものですから、私どものところでは一応消耗品という考え方でおります。ただ、それは一応2年から3年はもつだろうということでやっております。その中で、先ほど少し出しましたけども、パッチ当

てというか、部分的な補修、それは随時行っておりました。

それから、その中でマニュアルということなんですけども、一番大きくは運転状態がやはり不安定になるのが一番まずいものですから、そういうものを見て2時間以内で何か対処できなければ埋火をすると、要するにとめるということですね。そういうマニュアルが決めてありまして、一応運転員にはそういうことで周知徹底をしております。

○助役（森田浩） 西東京市の容り法の関係でございますが、来年度予算を編成する際に資料として、参考としてお聞きした中では、来年10月をめどに準備に入っているということでお聞きしてございます。

また、広域支援について拒否できるのかということでございますが、最終的にはこの広域支援の基本となるところは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱というものがございまして、それに基づきまして相互協力ということになると思います。したがって、これに法的根拠はどのくらいあるのか少しははっきりわかりませんが、最終的には議会また近隣の皆様の御意見とかそういうものは最優先されるのではないかと考えております。

それと、落札率の関係でございますが、5件ほど今期契約させていただいたんですけども、その中でも低いのは68%台、また高いのは97%台という形で結果として出ております。高い落札率につきましては、これはどうしても随意契約ということで年々行われている契約でございますから、多少一般競争入札より高くなってしまふのかなというのは少し認識は持っておりますが、今後見積りのあり方も含めまして研究してございます。また、その中で契約の入札行為の改革ということも、あくまでも一般競争入札に向かってどのような形で実施できるのか、またその過程において郵便局どめとか、いろいろ入札改革全体をしていく中で結果として落札率が下がるような方法がとれないかということで検討はさせていただいておりますので、少し見守っていただきたいと思っております。

○議長（相馬和弘） 二枚橋衛生組合の関係で、拒否できるかどうかということと、もう1つ、この事態に至ったことについての当該自治体の総括についてどういうふうにとめているのかという質問がありました。

○管理者（野崎重弥） 先ほど助役から御答弁させていただいたわけでございますけれども、拒否をできるのかということでございます。

広域支援の協定書が法的にどう位置づけられるのかということでございますけれども、拒否できないということは恐らくないであろうと思います。しかしながら、こういった焼

却施設において炉のオーバーホールですとか、点検ですとか、急遽の故障ですとか、そういったことを考えますと、私ども柳泉園においてもそういった事態がいつ生じるかということは、これはやはり考えておかなければなりません。おかげさまで今まで柳泉園組合としてほかの団体に広域支援協定に基づいて支援をお願いしたということはございませんけれども、今後ともこういった協定を基本に市民の皆さんに対して一部事務組合として責任を果たせるような体制だけはとっていきたいと思っておりますから、やはり協定は協定として受けとめていかなければならないだろうとは考えてはおります。ただ、前提は組合議会、そして近隣の皆様方、こういった方々の理解があって協定が成り立っているということも私は忘れてはならないことだろうと思っております。

それと、二枚橋衛生組合のこういった事態に至ったことについて組合管理者としてどう考えるかということでございますけれども、他団体のことでございますからなかなか申しにくいことは正直でございます。しかしながら、先ほど2番議員からも御指摘をいただいたわけでございますけれども、やはり何のために一部事務組合を設立しているのかという大義があるわけでございますから、そういったことも踏まえながら私ども柳泉園組合議会は組合を設立したということを基本に置きながら、責任は十分果たしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○3番（上田芳裕） ありがとうございます。水冷ジャケットに関しまして、いわゆる保守点検の話になるわけですが、マニュアルをどう作成するかということを含めまして、やはり細かいようですが、保守点検をやっておかないといざというときにダメージの大きい費用を算出するようになってしまうということです。その辺はプロの皆さんですので十分御承知だと思いますので、ぜひひとつお願いしたいと思っております。

それから、西東京市における容り法の問題が来年の10月をめどにということであります。御案内のように容り法に関しましては西東京市が先行してやるという話から実はさまざま話を私の方でさせていただきました。結果として西東京市が一番最後になるということのようであります。これはなぜそうなったのかを少しわかる範囲で答弁していただければありがたいと思っております。

それから、落札率の件につきましては了解しました。見守っていききたいと、このように思っております。

あと、二枚橋衛生組合の件であります。この件に関しましては、今、管理者が答弁されましたので、それはそれとして了といたしますけれども、私は多くの問題を示唆してい

るなど考えておるんです。二枚橋衛生組合についてはさまざまな角度で非常にいい勉強をさせていただいているなど実は思っております。

1つは、あえて皮肉を込めて言いますが、なるほど、迷惑施設というのはこういう形で排除していく方法があるなどという考え方も実はあるんです。嫌みをあえて言わせてもらいますがね。といいますのは、今ずっと報告を聞いていますと、解散を決めたのは結構ですけども、その後どうするかということでしょう。こんなことはあるのかなど。だから、あえて組合管理の責任はどうなっているんだと私は言ったんですけどね。これは我々柳泉園組合も心しなければいけないと思いますよ。もちろん協定というのは緊急性、必要性の場合にどうしてもという場合がありますので、それは相互扶助といいますか、おかしいですけど、困ったときはお互いさまですから助け合うという、それはわかりますよ。しかし、自己責任を放棄する形で、あとはよろしくということまでは協定書は想定していません。解散を決めました、いいですよ。どうするんですか。とりあえずお願いしますよと。こういうやり方というのはいかがなものかなど。これは我々も気をつけなければいけない重大な問題を含んでいるなど、そういうふうにして今質問しているわけがありますけれども、ですから、拒否できないのかと、こういうお話を申し上げているわけがあります。

今後どういうふうに担当部が話し合っていくのか、その推移は見守っていきたいと思いますけど、ただ、我々も説明責任がありますから、したがって、なぜ二枚橋衛生組合が解散に至ったのか、その解散に至る過程の中で組合の経営の管理の責任という意味において、ごみ処理の責任という意味においてどうされようとしたのか、これもやはり含めて報告をいただかないと、2番議員のお話と同じ話になってしまいますけども、これは約束しましたけどできませんからずっとずっと永久にお願いしますよといったときに話が違うという話が果たしてできるかどうかです。そういったこともやはりきちんとめり張りをつけなければいけないのではないのかなど。そういう意味で、私は大きな示唆を含んでいる問題だとずっと考えているんです。最終的には我々のいわゆる自己責任といいますか、処理責任といいますか、そういうことになってくるだろうと思っていますので、その辺、今後交渉するに当たってぜひ留意していただきたいということを今申し述べているんですが、そういうことも含めてお考えいただけるかどうかであります。

質問は2点だけです。すみません。

○議長（相馬和弘） あれは先行実施ではなくて単独実施ですね。

○3番（上田芳裕） ああ、ごめんなさい。失礼しました。

○助役（森田浩） 西東京市の容り法の計画でございますが、柳泉園組合としてお聞きしているのは来年10月をめどに実施の方向で検討しているということでございまして、それ以上のことは、大変申しわけございませんけど、お聞きしてございません。

○管理者（野崎重弥） 今回の二枚橋衛生組合の関係でございますけれども、確かに議員御指摘のように、そういった考え方といましようか、そういうふうにとられてもおかしくないと言っても私はいいかなと思っています。それは、2番議員からも御指摘でございますけれども、こういった一部事務組合である柳泉園組合の行う業務というのは、これは端的に申し上げまして迷惑施設だと私も思います。ですから、例えばその建てかえや機能の強化ということについては特段の配慮が必要だと私は思っております。なおかつ、これまで柳泉園が組合として設立をされてこういったさまざまな状況がある中でも地域の皆様方に対して責任を果たしてこれた。これはやはり構成するそれぞれの市、組合議会、そして何よりも近隣の皆さんの御理解があったればこそこういった業務が遂行できる、これは私は忘れてはならないと思っております。

そういった中で、今回の件で、例えば平成29年までずっと支援をするのかということが恐らく今後の課題になってくるだろうと思います。しかし、このことにつきましては、さきの近隣自治会との協議の中でもずっとやるのかという質問はもう既にいただいております。その中で私がお話をさせていただきましたのは、そういったことは現段階で考えておりません。それは、そういったことでは近隣の皆さんの御理解もいただけないでしょうということは明確に申し述べさせていただいております。そういった中で、まず小金井市と国分寺市との協議を見守りながら別途支援の期間は決定をさせていただく、このことが私は基本にあると思っておりますし、小金井市と国分寺市の協議がまとまる前に私どもが支援の期間、支援の量、これを決めるということはやはりあり得ないと思っております。

○議長（相馬和弘） ほかに行政報告に対する質問をお受けいたします。

○9番（粕谷いさむ） 私の質問ももうされたことでグブっていますが、簡単にお聞きしたいと思うんですけど、1つは、8月12日、私、群馬県にいたんですけど、やはり雷がひどかったですね。広域的に落雷というか、そういう被害もあったようですけども、これだけの施設で避雷針というのは当然少し高い建物にあると思うんですけど、今回の事故はそんな大きな事故でなくて済んで、そういう面では幸いだったと思います。避雷針は役に立たないんですか、こういう事故を防ぐのに。防ぎようがないんでしょうかね。それが1点。

それから、先ほどから出ている水冷ジャケットのことで、運転を開始してから7年経過していると先ほどおっしゃっていましたが、この間にこういう事故、あるいは水冷ジャケットを交換したということは今まであるのでしょうか、7年間の間に。

それともう1つ、これは要望なんですが、広域支援に反対をするということではありませんけれども、市報こがねいというのが手元にあります。この非常事態宣言という小金井市で出しているというか、市報に非常事態宣言というのが載っているわけですが、これを読ませていただいて、全く行政が責任を感じていないのではないかなと私は思いました。こういう形で小金井市の行政を担当している人というか、方、適当な言葉ではありませんけれども、広域支援をする上で当然覚書というものは交わさなければいけないと思うんですけれども、約束をきちんと守っていただけるような、しっかりした覚書を作成して、交わして、こちらの支援する上での条件というですかね、それは守らせるという厳しい態度で話し合いをしていただきたいということを、支援する上においてのお願いというか、要望をしておきます。

最初の2点だけ、すみませんが、お答え願います。

○技術課長（櫻井茂伸） まず、避雷針が役に立たないかということなんですけども、ここは煙突とそれからこの建物上に避雷針と言われるものがついていまして、これはあくまでも建物を保護するという意味で、これは法律的についております。それ以外に電子機器なんですけども、実は雷の厄介なところは、こういうところにケーブルがいっぱい走っているんですけども、そういうところに過電圧、サージというんですけども、そういうものが乗ってしまうという現象がございます。この中で、御自宅にあるテレビとか家電関係も同じなんですけども、非常に要するに電圧の低いものの電子部品があるものですから、そういうものに通常でしたら100ボルトぐらいでしたら問題ないんですけども、例えば200ボルトが入ってしまうと、言い方はあれなんですけど、パンクしてしまうと。そういうような形になっておりまして、今回これに応じて、また同じことになる大変なものですから、一応電子機器用の避雷器を設置させていただこうと思っております。

それから、水冷ジャケットの件なんですけども、こちらは一応7年間今まで全面改修はしておりません。その中で、2年ごとぐらいから3年ごとぐらいに一応部分補修、そういうのはさせていただいておりまして、来年度については全面改修という形で考えております。

○9番（粕谷いさむ） 全面改修は7年間していないということなんですけども、この間に先ほど言ったジャケットの交換というのはしているわけですね、その2年か3年が寿命だろう

という、消耗品であるということで、わかりました。

○議長（相馬和弘） そのほか、行政報告に対する質問をお受けいたします。

○8番（小野幸子） 皆さんおっしゃったように、私もこの水冷ジャケットと二枚橋衛生組合の問題で質問させていただこうと思っておりました。でも、今までの皆さんの質問で大体のところがわかりましたので、質問というか、要望をさせていただきます。

この本当に水冷ジャケットのことなんですが、私もこれを見てびっくりしたんですが、やはり定期点検をやっているだろうになぜ、水漏れが発生して初めてわかったということで少し不思議だったんですね。例えば、今回は8月と9月に、2号炉と、あと1号炉と3号炉と、たまたま分かれてなりましたけど、これが3炉とも一斉に、一緒にもし水漏れがなったら、結局は炉を全面的に燃すのを停止するという形になったのかなと、よくその辺はわからないんですけど、思って、少しこれは大変なことだなと思いました。ぜひこの方はきちんと点検をしていただきたいということ。

あと、二枚橋衛生組合の問題では、やはり本当にこれは私も、先ほどの質問にありましたように、老朽化していつまでもつかということは当然組合としてはわかっていなければいけないことだと思います。こういう形ですよそのところに迷惑というか、そういう形というのは本当にいかななものかと、そう思うんですね。私たちも減量を進めて、このように今頑張っているところで、また受け入れていくということに対してもかなり私の中にもいろいろと感ずることがありますが、広域支援ということでやっていくのであれば、やはりそれだけのこちらのきちんとした考えなりを、要請をきちんと向こうにすべきだと思いますので、この辺はぜひよろしく、意見として申し上げておきます。

○議長（相馬和弘） 答弁は求めますか。

○8番（小野幸子） いいです。

○議長（相馬和弘） ほかに質問。

○7番（西畑春政） すべて基本的なことなので、お答えいただきたいと思います。

1つ目は、この3ページの真ん中ぐらいの文章なんですけれども、「清瀬市が85トン、東久留米が104トン減少」ということで、一番下のところ、「可燃物の10月の量が、昨年同期に対して、89トン」、これは「189トン」です。このパーセンテージもこれは「11.4%」でいいのかどうかというところを少し確認したいと思います。

この議案書なんかをつくったら最終的にどなたがチェックをされるのか、どなたがこちらえ、どなたがチェックされるのかをお聞きいたします。

次に、例の問題でございますけれども、1つは、申しわけない、大変基本的なんですけれども、この第2ブロックという名称が出てきますけれども、この第2ブロックという内容、関係する組合、また市をお願いしたいと思えます。

それと、この平成18年度第2回定例協議会の日程とその内容、協議された内容を詳しくお願いしたいと思えます。

それと、前議会で支援はしないという、こういう結論になりまして、それで、今議会においてはすると、こういうふうに言われて、その理由が広域支援の協定書という、前回でもこの協定書はずっと前からあるもので、この協定書ののっって今回やるんだという結論づけをされておりますようですけれども、前はどういうふう考えていたのかということですね。そして、今回こういうふうに変更された経緯についてお願いしたいと思えます。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃ごみの搬入量と焼却の件でございます。

ここに記載されておりますデータは間違いございません。このとおりでございます。清瀬市の平成17年の10月の搬入量は191トンでございます。今年度、平成18年の10月の搬入量が106トン。その差が約85トン。東久留米市が同じ平成17年10月の搬入量が301トン、それに対しまして平成18年10月の搬入量が197トンでして、この差が104トン。合わせましてこちらに記載してあります清瀬市が85トン、東久留米市が104トンの不燃ごみの搬入量減になったと、搬入量に関してはですね。

それから、焼却に関しましては、平成17年10月にプラスチック類を焼却している量は781トンでございます。それに対しまして、平成18年の10月の焼却量が692トン。その差し引きは89トンということになっておりまして、処理している段階ですべてがプラスチック類として焼却しているわけではございませんで、その他のものもございしますので、その関係で搬入量イコール焼却量ということにはなっていないということで御理解いただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

○総務課長（大野常雄） まず、多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロックのメンバーでございますけれども、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市、この13市、それから一部事務組合としては、二枚橋衛生組合、柳泉園組合、多摩川衛生組合、ふじみ衛生組合となっております。ただ、ふじみ衛生組合の場合は私どもと異なりまして、不燃ごみだけを取り扱っている団体でございまして、可燃ごみ等については行っておりません。

それから、前回と今回の大きな違いといいますのは、まず、前回、平成18年の7月当時は、まだ広域支援についても二枚橋衛生組合がイニシアティブをとっている広域支援でございました。というのは、これは先ほども言いましたように、平成18年の10月から暫時炉をとめていくということで、1回目の会議はあくまでも平成18年の10月から平成19年の3月までの処理について広域でお願いできませんかということで出てきました。このときは半年間という形で出ていましたので、当時、小金井市の1日当たりのごみ量からいきますと大体50トン前後可燃ごみとして出てくる中では、それを例えば単独で引き受けるということは柳泉園組合としてはできませんので、ここを含めて柳泉園組合ではお答えしております。それから、10月に行われました2回目のブロック会議の中では、これは平成18年度ではなくて平成19年4月以降について特に小金井市分のごみ処理の広域支援をお願いしたいということで、1回目と2回目の内容が変わってきております。それで、先ほども言いましたように、小金井市側からすればこれを、平成19年の4月以降のごみについては、期間の問題とか処理量は別として、少しでも第2ブロックの中で応援をお願いしたいということで再度依頼がございましたので、それで私どもでは当初申し上げましたそういう要件を満たせば処理をすることができますということで御答弁をしております。

○7番（西畑春政） ありがとうございます。すみません。これは数字がたまたま合っていたものですからそういうふうにしたんですけれども、助役の説明なんかでも189トンと言っていたんですよ。ですから、どんなかなと思ひまして、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それと、この第2ブロックの中の東村山と多摩川においても広域支援をお願いしているのかどうかをお願いいたします。

○総務課長（大野常雄） 二枚橋衛生組合は、3月で解散することになっているんですけど、まず多摩川衛生組合ですけども、こちらについては従前より国立市とか府中市のごみも含めて多摩川衛生組合では処理をしておりました。今まで府中市は国道20号線の北側を二枚橋衛生組合で処理を、甲州街道の南側を従前から多摩川衛生組合で処理していたということで、今回については、この二枚橋衛生組合の中でも、府中市については多摩川衛生組合の中で処理を行うということで検討しているということで聞いております。

それから、調布市でございますけれども、こちらは現在三鷹市との共同処理を今後行うということと、現に平成18年の10月以降のごみについても三鷹市と一緒に合同処理を

しているということで、実際問題として今残っておるのが、小金井市の分だけが平成19年の4月以降全体としての処理先がまだ定まっていないというのが現状でございます。

○議長（相馬和弘） ほかに行政報告に対する質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第5、議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について申し述べさせていただきます。

本議案は、平成17年度決算において繰越金が見込みよりふえたことにより、その剰余金の処分として基金に積み立てること、また、緊急に対応する修繕費に充当するため、本年度の一般会計予算を調整する必要が生じたので、現予算額33億6,936万8,000円に対しまして1億2,487万5,000円を追加し、予算現額を34億9,424万3,000円とする内容で御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

「議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算」と題した書類をごらん願います。

初めに、2ページをお開き願いたいと思います。

2ページに記載の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出について款及び項の区分で調整をさせていただく内容で、それぞれの補正額につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入予算の款3財産収入及び款5繰越金は増額し、款4繰入金は減額するも

のです。

次の歳出予算の款2総務費、款3ごみ処理費及び款5予備費を増額し、歳入歳出それぞれ記載のと通りの補正でございます。

次に、6ページに記載の2、歳入でございますが、款3財産収入増額補正の154万円は、職員退職給与基金及び施設整備基金の国債運用益でございます。

次に、款4繰入金減額補正の2,860万8,000円は、本年度退職者減によるものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金の増額補正は、前年度繰越金1億5,194万3,000円でございます。その主なものは、歳入増が約9,000万円、歳出の不用額が約6,000万円でございます。

次に、8ページの3、歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費の補正は、2,332万3,000円の増額です。そのうち目1人件費5,821万8,000円の減額補正は、人事異動1名及び職員減1名によるものでございます。

次の目2総務管理費、節25積立金8,154万1,000円の増額補正のうち、8,000万円は地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分で、環境整備基金と施設整備基金の各基金に4,000万円を積み立てる考えでございます。なお、環境整備基金は、室内プール施設が設置されて20年経過し、全体的に老朽化していますので、今後の大規模な修繕等の財源に、また、施設設備基金は将来施設更新をする財源に充てることを予定し、後年度の負担を軽減することが目的でございます。

なお、基金の年度末残高ですが、環境整備基金は1億3,023万6,000円、施設整備基金は4億3,377万1,000円の見込みでございます。

なお、154万1,000円は基金運用利子でございます。

続きまして、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費の補正は2,969万6,000円の増額ですが、目1人件費1,611万9,000円の増額補正は人事異動によるものです。

次に、目2ごみ管理費、節11需用費の修繕料1,357万7,000円の増額補正につきましては、修繕名をクリーンポートの空調と自動制御設備復旧補修ということで計上しております。

内容について申し上げますと、行政報告等でございますが、去る8月12日午後、大雨とともに断続的に雷が発生し、13時28分、クリーンポートに落雷、当施設内の一部設備が停止いたしました。直ちに復旧作業を行い、場内点検の結果、中央制御室にある建築

管理システムの通信の応答不能が一部判明し、その後メーカーにて詳細について調査した結果、落雷による過電圧が通信用ケーブルに伝波し、システムコントローラー内の電子部品が損傷しておりました。現在、中央制御室からの空調設備及び照明設備リモート制御システム並びにスケジュール管理システムが稼動しないため、職員が現場にて手動で操作しております。このため、破損している電子部品を交換するとともに、今後の予防対策として電子機器用避雷器を設置し、一部ダウンしているシステムを復旧させるものです。

なお、このたびの復旧補修費につきましては、現在、建物災害共済保険料で充当できるか財団法人全国自治協会東京都支部に問い合わせをしており、その結果を待っておるところでございます。

次に、款5 予備費の補正ですが、歳入歳出を差し引きまして7,185万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第10号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第6、議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、去る10月18日から30日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の西畑監査委員により、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 次に、決算の内容についての説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、「平成17年度一般会計歳入歳出決算書」と題した書類をごらん願います。

表紙をお開きいただきます。決算審査の結果でございます。

次に、目次の次の1ページに記載の内容でございます。

歳入予算現額42億3,727万6,000円、歳入決算額43億2,852万7,117円、歳出予算現額42億3,727万6,000円、歳出決算額38億6,658万3,736円、歳入歳出差引残額4億6,194万3,381円となり、同額が翌年度への繰り越しでございます。

以下概要について御説明を申し上げます。

初めに、2ページ記載の歳入ですが、歳入合計は予算現額に対しまして収入率102.2%、9,125万1,117円の増です。

次に、3ページ記載の歳出ですが、歳出合計は予算現額に対しまして執行率は91.3%、不用額は3億7,069万2,264円、8.7%となっております。この不用額には平成18年度予算の負担金で精算されました平成19年度分の私車処分費1億5,545万円が含まれております。

なお、款及び項それぞれの決算額につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、5ページから記載の一般会計歳入歳出決算書事項別明細書でございますが、6ページから7ページまで記載の歳入関係について、款及び項の区分で御説明申し上げます。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金でございますが、収入率100%、前年度に比べ5,465万8,000円、2.2%の減でございます。減額の主な理由は、歳入の前年度繰越金がふえたものによるものでございます。また、歳出はクリーンポートの維持管理に係る光熱費の減によるものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料でございますが、収入率は110.2%、前年度に比べ144万2,400円、1.9%増です。増額の主な理由は、浴室使用料がふえております。また、項2手数料につきましては、収入率103.9%、前年度に比べ2,306万8,755円、5.8%の増でございます。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入でございますが、収入率は1,655.4%となっております。なお、基金の運用利子につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、8ページに記載の款4繰入金、項1基金繰入金でございますが、職員退職給与基金繰入金は職員3名の退職金に充当しております。また、環境整備基金繰入金はごみ処理施設解体・緑化整備事業に充当しております。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金でございますが、収入率100%、前年度に比べ1億1,014万7,596円、35.5%の増です。増の主な理由は、平成16年度の使用料及び手数料、諸収入の雑入——これは資源回収物売払、それから電力売払等でございますが、ふえたことによるものでございます。また、歳出では全科目の光熱水費及び委託料等の支出が少なくなりました。その結果、前年度の繰越金が増額となっております。

続きまして、款6諸収入、項1組合預金利子でございますが、前年度に比べ減となっております。

続きまして、項2雑入でございますが、収入率116%、前年度に比べ2,567万5,306円、9.8%の増となっております。その主な理由は、資源物回収売払、電力売払などによるものでございます。

次に、10ページでございます。

項3受託事業収入でございますが、収入率100%、前年度に比べ4,261万1,445円、87.6%の減となっております。この収入は平成15年2月1日から東村山市のし尿処理を1キロリットル当たり4万5,300円で契約を締結し、処理業務を受託したもので

ございますが、この業務は平成17年5月で終了しております。

続きまして、款7組合債、項1組合債でございますが、収入率100%、前年度に比べ5億4,960万円、1,192.2%の増でございます。借り入れの条件につきましては平成15年の償還でございます。なお、借入先の東京都市町村職員共済組合からは、借入利率2%で4億7,670万円、東京都市町村振興基金からは借入利率は0.8%で1億1,190万円、いずれも固定金利の借り入れでございます。なお、起債の充当率は事業費のおおむね75%で、その30%に相当する額は今年度において普通交付税の基準財政需用額に算入されます。

以上のとおり、歳入合計は前年度に比べ6億6,055万4,877円、18%の増でございます。

次に、12ページから23ページ記載の歳出関係について御説明申し上げます。

初めに、12ページの款1議会費、項1議会費でございますが、執行率81.2%、前年度に比べ32万6,021円、7.2%の減です。減額の主な理由は、議事録作成委託料減によるものでございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費でございますが、執行率98.9%、前年度に比べ6億43万1,404円、82.7%の増です。増となりました理由は、解体・緑化整備工事を実施したことによるものでございます。なお、不用額につきましては、目1人件費、節7賃金の臨時職員賃金減と目2総務管理費、13委託料の契約差金等によるものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

16ページの厚生施設管理費に関連いたしまして、厚生施設等の利用者数を申し上げます。

プール施設は、293日間で7万8,921人、1日平均269人となり、前年度に比べ537人、0.6%の増でございます。また、浴場施設は、298日間で10万3,209人、1日平均346人となり、前年度に比べ3,912人、3.9%の増でございます。

次に、18ページから記載の款3ごみ処理費、項1ごみ処理費でございますが、執行率95.3%、前年度に比べ1,919万6,240円、1.3%の減でございます。減額の主な理由は、18ページの上段に記載の目1人件費の職員手当等の減、中段に記載の目2ごみ管理費、節11需用費の消耗品費、修繕料及び節13委託料、また20ページに記載の、次のページでございますが、目3不燃ごみ等管理費の減額でございます。この減額の主な理

由といたしましては、節11 需用費の粗大ごみ処理施設の修繕料及び節13 委託料が減となっております。なお、主な不用額は目2 ごみ管理費から目5 し尿管理費までの各科目の節11 需用費の消耗品費及び光熱水費、節13 委託料の契約差金などでございます。

次に、少し戻りますけれども、18及び20ページのごみ管理費に関連いたしまして、平成17年度のごみ処理状況について申し上げます。

可燃ごみの搬入量は7万7,582トン、前年度に比べ2.5%の増、不燃粗大ごみは1万3,681トン、前年度に比べ1.9%の減となっております。また、資源物につきましては9,602トン搬入されましたが、そのうち9,104トン、94.8%を回収し、資源化いたしております。

なお、従前と同様に減価償却費等を考慮した計算方法によるごみ処理単価は、1トン当たりの直接経費が1万3,524円、総経費が2万8,332円となります。なお、こちらにつきましては決算審査意見書の10ページに記載をされているものでございます。

次に、22ページのし尿処理に関連いたしまして、平成17年度のし尿処理状況について申し上げます。

し尿等総量の搬入量は2,816キロリットルです。ただし、東村山市から搬入された134キロリットルを引きますと関係3市の搬入量は2,682キロリットルで、前年度に比べ205キロリットル、7.1%の減でございます。

なお、し尿処理単価は、1キロリットル当たり直接経費が2万6,643円、総経費が5万1,800円となります。こちらにつきましても決算審査意見書の11ページに記載させていただいているところでございます。

次に、22ページ記載の款4 公債費、項1 公債費でございますが、執行率99.9%、前年度に比べ3,860万3,011円、3.6%の増でございます。増額の理由は、ごみ処理施設建設工事の償還元金5,783万7,542円の増です。償還利子については1,923万4,531円の減でございます。

続きまして、款5 予備費でございますが、予算現額と同額が不用額となり、平成18年度に繰り越しをしております。

したがいまして、歳出合計は予算現額に対する執行率91.3%、前年度に比べ6億1,951万2,146円、19.1%の増となっております。

次に、24ページ記載の実質収支に関する調書は表に記載のとおりでございます。

次に、25ページから記載の財産に関する調書は、公有財産の土地及び建物、工作物、

物品、さらに基金、それぞれ一覧表にまとめてございます。

初めに、26ページから29ページまで記載の土地及び建物でございますが、土地につきましては決算年度中に組合内の東村山市旧赤道330.51平米と柳泉園組合西側道のうち331.46平米の相互譲与を行い、組合用地は0.95平米減になっております。また、建物につきましては、ごみ処理施設旧第二工場を解体・撤去したことによる減があります。

また、30ページから42ページまでの工作物につきましては、建物の増減と同様に決算年度中に30ページから34ページの上段まで記載しております旧第二工場解体による減がまず1点ございます。また、42ページをお開き願います。こちらの上段の厚生施設の空調設備でございますが、こちらに記載のとおり、設備名5でございますが、パッケージエアコン11基が増となっております。

次に、43ページに記載の物品につきましては、柳泉園組合物品管理規則第28条の規定により、1点30万円以上の備品について一覧表にまとめた内容でございます。決算年度中は43ページの下段にあります施設関係（分析室）に記載してあります機器類は旧第二工場解体による減がございます。

次に、45ページに記載の基金でございますが、決算年度中の増額は新たに積み立てました元金及びその運用利子でございます。一方、減額につきましては、先ほども触れましたとおり、職員の退職金に充当し、また解体・緑化整備事業の財源の一部に充当し、取り崩し分がございます。なお、基金の運用利子につきましては、施設整備基金を預金保険機構債券で運用しまして、利子の合計は1万6,554円となっております。

次に、47ページから55ページ記載の歳入歳出決算参考資料でございますが、48ページと49ページは一般会計歳入歳出予算額一覧でございます。

次に、50ページと51ページは一般会計歳入歳出決算額一覧表でございます。

次に、52ページと53ページは一般会計給与費明細表です。

さらに、54ページと55ページにつきましては不用額の一覧表です。それぞれ表に記載のとおりとなっております。

最後に、56ページでございますが、償還表でございますが、ごみ処理施設をはじめ、平成17年度までの各施設整備事業を一覧表にまとめまして、それぞれの事業につきまして表に記載をしているところでございます。

なお、平成17年度における主要な施策の成果につきましては、平成17年度事務報告書として別にまとめまして提出をさせていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○監査委員（現王園成夫） それでは、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の西畑監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書、帳簿等も完全に整備されており、平成17年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成18年11月28日。柳泉園組合監査委員、現王園成夫、柳泉園組合監査委員、西畑春政。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（相馬和弘） なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略をさせていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

ここで、質疑の途中でございますが、昼食休憩といたします。再開は1時でございます。よろしくお願いいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 決算ですので、今説明を聞きまして大体わかりました。確認をさせていただきたいと思います。

500円のコインの話が出ていますね、ここにね。これは間違っていて使われたのか、意図的なのか、この辺はわかりませんが、これは警察に届けられたのかどうか。今後こういうことがあっては困るわけですが、決算書を読む限りではここ1件だけですか

ら、恐らく間違われたんだろうと思いますけれども、その辺について少しお尋ねしたいと思います。

それから、いわゆる公有財産の土地及び建物の件につきまして一覧表が出ておりますが、これは登記は既にきちんと済んでおるとは思いますけれども、その辺について確認をしたいと思います。

それから、人件費の関係で、いわゆる特殊勤務手当とはどういう内容を指しておられるのか。

それから、調整手当、これはどういう内容を意味しているのか。

この以上4点、お願いします。

○施設管理課長（蛭田義一） 1番目の偽造コインでございますが、平成15年7月19日に浴場で韓国の500ウォンを改造されたものを500円として使用されておりました。これにつきましては田無警察に被害届として出して、そのような処理をしております。ちょうどその年度にはこの韓国の500ウォンというのが相当出回っていたということで、私どもも田無警察にこれは届けて、処理したということでございます。

○総務課長（大野常雄） 2番目、3番目、4番目でございますが、まず公有財産の処分の中で登記でございますが、こちらにつきましては平成18年2月24日付で双方において登記済みになっております。

次に、人件費関係でございますが、特殊勤務手当の内容でございます。こちらにつきましては、現場作業手当、業務手当、技術手当、それから深夜手当と、それからあと金銭出納等の手当もでございます。

それから、4番目の調整手当でございますが、これは東京都とこの地域内ということで10%の調整手当をつけているということでございます。

○3番（上田芳裕） ありがとうございます。登記に関しては、土地と建物はきちんと登記をされていると、こういう御答弁と理解しました。それでよろしいと思います。当たり前のことでありますけどね。

それから、調整手当はわかりました。

特殊勤務手当ですけれども、老婆心ながらという言い方が適切かどうか少しわかりませんが、いわゆる特殊という名に該当するであろうということで理解をさせていただくわけですけれども、ややもすると特殊勤務手当という名目で、これは当然職員として業務の範囲ではないのかという指摘が今後出てこないとも限りませんので、そういうことを心配し

ながら質問しているわけでありますけれども、適切に処理されているものだと、このように理解しますけれども、その辺については今後も十分に留意をされたいと、これを要望して、終わります。

○議長（相馬和弘） ほかに。

○5番（高梨功） 決算審査意見書について、いいですか。

○議長（相馬和弘） いいです。

○5番（高梨功） それでは、決算審査意見書について少し二、三お伺いしたいと思います。

16ページの5のところの組合の業務執行についてというところで、「契約事務の改善をはじめ」ということで、改善が図られたという趣旨の文章が出ておりますけれども、具体的にどういう点で改善をされたのかということについてお伺いをしたいと思います。

それから次に、17ページの本年度の指摘事項の中で、（1）歳入歳出予算についての項の中で、「多額の不用額が発生している科目もあり、予算編成においては」云々と書いてありますけれども、これは具体的にはどんな作業というか、どんなことでそういう改善を、精度を高めるようにしていけばいいのかということをお伺いしたいと思います。

それから、むすびのところ、「減少するし尿処理のあり方など問題を抱えている」。さっき収入に比較して多額の経費がかかっているという報告もありましたけれども、その辺が減少するし尿処理のあり方の問題なのか。それは抱えているんだけど、どのように改善をしようとしているのかについて御答弁をお願いしたいと思います。

以上3点です。

○総務課長（大野常雄） まず、契約事務の改善の件でございますが、今まで例えば契約に当たっての業者の入札、それから指名業者の選定の仕方とかということで、毎年度改善を進めてきているわけでございますが、現在、私どもでこの契約の中で残っているのは、前々からもお話がございましたように、予定価格について、これを今後どういう形で事前に公表していくのかという、ここだけが取り残された部分かなということで、今、この部分については検討はしているところでございます。

それから、多額の不用額でございますけれども、特に電気代等については、やはり私どもの発電の、実際に出てきた電気量、これによって各課では光熱費やなんかを設けているんですけども、ごみ処理が円滑にいった場合は、当初計画していたより電気の発電量等が多かったということで、こちらの不用額の一覧表にも載っておりますけれども、その分が出て

きております。

それと、3点目のし尿処理のあり方なんですけども、私どもの計画の中では、平成13年につくった基本計画の中では平成18年度をもって関係3市のし尿はなくなるということで位置づけはしていたんですけども、やはり現状を見ていくと柳泉園組合にし尿が入ってきております。ですから、当初お話ししていました粗大ごみの処理施設の建てかえ等についても、当初の計画の中ではし尿処理施設の跡地をそれを1つの候補としてどうだろうということで考えてきたわけですけれども、現実なかなかし尿についてはそれぞれの市でやるにはまだ負担が重いのかなというのが今のところの組合側のとらえ方でございます。ただ、これを何年にもわたってこのままの状態が続けるわけにはいきませんので、このことについては私どもの構成3市の間で行われております事務連絡協議会においてもそれぞれの市の今後の考え方等については協議をしているというのが現状でございます。

○5番（高梨功） わかりました。終わります。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑。

○2番（白石玲子） それでは、質問させていただきます。

1点目は、負担金の関係なんですけども、西東京市から見直しの要請が以前に出ていたかと思うんですけども、それはまだ内々の話なのかもしれないんですけども、平成19年度の予算に関連しては今後どのように変わっていかれるのか、そのところがわかれば教えていただきたいと思います。

それから2番目に、不燃ごみと粗大ごみの処理施設の更新の件なんですけども、こちらに関しましては平成19年度、平成20年度というところを目途に考えていかれるという、たしかそういう方向ではなかったかと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか、大分老朽化が進んでいるかと思いますが。

3番目は、定期点検の関係で、午前中にも少し質問させていただきました。19ページのところに金額としては2億円余りが載っているんですけども、ここ何年かの数字の動きを見てみると幾らか低価格になってきたのかなと思うんですね。それは基本的には担当の方の御努力ということもあるかと思うんですけども、保証期間中にあれだけの金額がかかっていて、そろそろ保証期間が切れてきたら安くなってくるというのは、新しいうちは結構かかっていて、少し幾らかやはり古くなってきてから安くなるというのは一体何だかよくわからないので、一体それはどういうことなのか、少し説明をしてください。

それから4番目に、神栖町のニューハードの処理の関係なんですけども、これはちゃん

ときちんと処理が終了したのでしょうか。

5番目には、労災はあるのかどうか。あったとしたらば、少し具体的に教えていただければと思います。

それから最後なんですけど、6番目に、入札関係で、入札改革というのはいろんな角度から考えられると思うんですけども、安いにこしたことはないんですけど、品質保証の問題がありますので、そういった面では1つにはやはり総合評価ということが今考えられて、よく言われています。そういう面では、総合評価制度というものの導入ということは必要だと思っていますけれども、その点と、それからそれとあわせて、そこにも関連するところではありますが、最低制限価格の導入ということは考えておられるのかどうか。私自身はやはり一定程度の品質保証の一端としてこの問題は考えていかなければいけないし、またそこをちゃんときちんと見きわめるだけの柳泉園組合としての力量をつけていないとそれはチェックはできないということもありますので、そういった面についてどのように今取り組まれているのか。改革をするという方向でずっとおっしゃっているわけですから、どこまで改革が進んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○助役（森田浩） 1点目でございますが、来年度に向けての負担金の方向と申しますか、現在平成19年度に向けての予算編成を行っているわけでございますが、その中で、負担金につきましては、例えば10月からごみ処理手数料の値上げをさせていただきました。また、職員につきましても原則不補充という形で実施させていただくということで、予算編成してございます。そういう中で、当然そのような形で手数料値上げによる財源、また職員不補充による財源等の要因がありますので、負担金については現在のところでは前年度より下回るという見方をしてございます。

それから、あとは不燃・粗大ごみ処理施設の関係でございますが、不燃・粗大ごみ処理施設の建てかえにつきましては、その前提といたしまして場所の問題がございまして、先ほど総務課長からも答弁させていただきましたが、計画によりますと現在のし尿処理施設を廃止し、そこに建てかえようという計画がございまして。そういう中で、し尿の搬入につきましては、これは各市とも完全になくなるということはないだろうと。それでは、そのかわりにどのような処理が今後可能なのかということは今内部的に検討してございます。各市の状況等もいろいろあり、市単独で簡易な方法で処理しているところもございまして、その辺も勉強させていただく中で、なるべく効率のよい改築というか、廃止ができるように検討はさせていただいているというところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、3点目の定期点検の金額についてなんですが、この最初のクリーンポートの契約で保証というのが2年、3年というものがあるんですけども、先ほど水冷ジャケットの話も出ましたが、大体清掃工場といいますと7年目ぐらいから徐々にやはり補修費がかかってまいります。それは1年間で300日以上運転をしているものですから、それにかかわる部品というか、設備がかなりやはり消耗してくる部分があります。その中で私どもとしては、法律で必ず1年に1回点検をなささい、あと2年毎に点検をなささい、また4年毎に点検をなささいというものがあります。それ以外に私どもでこれはどうしてもやっておかないと大きな停止になってしまうだろうというものについて精査をしてやっているわけでございます。その中で、各市財政が厳しい中、予算をいただいておりますので、そのものについて費用対効果、もしくは減価償却、そういうものを考えてやっております。

ですから、本来ですと確かに安くなるように努力をしてやっていく方向であるんですが、現実問題としてはなかなかそういう消耗品とか、どうしても単一、要するにここにだけしかないものがあるものですから、値段を抑えつつ、定期点検をやっているというのが状況でございます。

○総務課長（大野常雄） まず、ニューハードの件でございますが、こちらはすべて終了しております。

次に、平成17年度中の労災等の事故は発生しておりません。

それから、入札関係でございますけども、品質保証等の関係でございますけども、私ども、現在は指名競争入札ということで、業者選定委員会の中で、それぞれの各自治体における実績とか、その会社の持っている資本金とか、そういったものを見た中で、過去の実績からいってこの業者であればできるということで、現在は最低制限価格というものは設けておりません。ただし、案件によっては、一般競争入札に付するようなものが今後出た場合は、先ほど議員がおっしゃっていましたように、ある一定の品質を保証をさせるということになれば、そのところはやはり考えていかざるを得ないのかなというのが現状でございます。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございました。負担金の件なんですが、明確な私の質問に対して御答弁のない部分もありましたけれども、やはり構成市それぞれの事情を抱えながら、またどこも財政的に非常に厳しい面を抱えていると思います。その運営に当たっての負担金というのは非常にいろいろと御協議をされていらっしゃると思いますけれ

ども、市民にとって公平で、やはり適正な形での負担金ということで、ぜひ御努力のほど今までどおりお願いしたいと思います。いずれにしても、このところずっと御努力いただいて、年々少しずつ抑えられていますけれども、しかしながら、先ほどの不燃ごみとか粗大ごみの新たなやはり需要というか、必要に迫られたというんでしょうか、やらなければいけない事業というのもございますので、そういう意味ではこの状況がずっと続くとは思っていません。その意味では、また管理者の会議でも十分に御協議のほどをお願いしたいと思います。それで要望にとどめておきます。

それから、定期点検の件なんですけども、これにつきましては、御答弁は御答弁として、それはそれなりにわかるんですけど、私が少し伺ったのは、保証期間中はかなり値段が高くて、今の方が安いというのは一体どうしてですかと。やはり素人としてはよくわかりません、そこのところね。素朴に聞いているんですけど、そのあたりはなぜかよくわからないので、少し説明していただければと思います。おっしゃっていることはおっしゃっていることでわかるんですけども、何でそうなるんだろうかとやはり思います。

ニューハードの件につきましてはわかりました。ただ、非常に安全性の確保ということは大事なことなので、この点については十分に注意をされたと思うんですけども、もし何かあればおっしゃっていただければと思います。

それから、労災の件もわかりました。

最低制限価格の問題につきましては、やはりそれはケース・バイ・ケースということもあるかと思いますが、入札改革につきましてはぜひとも今後とも御努力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（相馬和弘） 1点目は答弁漏れになっているから答弁をもらいますか。

○2番（白石玲子） そうですね。

○技術課長（櫻井茂伸） すみません。少し難しく申し上げて、申しわけなかったんですけど、この契約が2年で要するに消耗品としてだめになりますよと。それからあと、3年になるというので、一応保証としては切れているんですけども、そのほかに性能保証というのがございます。それは315トンを24時間で燃やさないとか、それからあと公害関係ですね、これはもうずっと一生要するにメーカーとしては担保しなければいけないものなんですけど、その中で、予算の組み方もあると思うんですけども、最初の契約が少し私定かではなくて申しわけないですけども、後ほど特記仕様書というのがございまして、そちらに瑕疵というか、保証がうたってありまして、その中にたしか消耗品費は別にしな

さいとか、人工賃は別ですよとか、そういうたしか細かいことが決まっていたんですね。その中で確かにやっていたものですから、少しそのときのオーバーホールの費用は、定期点検の費用は定かではないんですけども、もしよろしければ後ほど提示できればとは思いますが。少し今調べてみたいと思いますので。

○議長（相馬和弘） それは取り扱いとしてはあれですか。次回の定例会に資料として提出するということで理解してよろしいんですか。これは個人的にやりとりする話ではないので、議会としての質問なので。

○2番（白石玲子） 以前、瑕疵という、あれであれば、もうそれは……。

○技術課長（櫻井茂伸） 前にたしかお出ししていると思うんですけど、公の同じでございます。よろしいですか。

○議長（相馬和弘） 質問者、その件については納得されたということでよろしいですか。

○2番（白石玲子） はい。

○議長（相馬和弘） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長（相馬和弘） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○総務課長（大野常雄） 平成17年度につきましては従前どおりで負担金等を求めてまいりましたが、平成18年度につきましては、まず財産的経費の中で、例えば議会費とか総務費、それから厚生施設費、こういったものは今まで4分の1か、または4分の2ということで負担を請け負っていたわけですが、議会費についてはそれぞれ3分の1ずつと。それから、総務費、こちらについても、報酬とか、積立金についてもそれぞれ3市3分の1ずつにする。厚生施設費の人件費とか、厚生施設管理費についても、各市3分の1ずつにしたということで、ここの部分については負担金の見直しを行っている、ということでございます。

○議長（相馬和弘） 再質問はよろしいですか。

○2番（白石玲子） はい。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

○8番（小野幸子） まず、不燃物の再利用の委託の問題なんですが、固形燃料化するとか。決算で6,900万円となっております。予算のときはたしか9,000万円ぐらいだと

思っているんですが、その量的な問題があるのか、その辺、どれぐらいの量が少なくなっているのかということが1つ。

それから、先ほど不用額ということで質問されておりましたけれども、私も、ここの所見のところで「不用額が発生している科目もあり」とあります。この不用額が大体大きいのが委託料の契約差金がかかなり大きくなっておりますので、これはこの所見のように見積もりの精度を高めるよう努力していただきたい、このことは確かにそうだと思います。これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、これはもう以前から私なども質問しておりますが、厚生施設の利用なんですね。特にプールなんですけど、もうたくさんプールを利用したいという人が清瀬なんかは多いんですけど、アクセスの問題があってなかなかというところがあるんですが、やはり依然としてそういうふうな利用できるアクセスの問題で、交通関係、何かそういうことは考えられないのかどうかということをもたお聞きしたいと思います。

それから、健康管理のところで、以前これも私質問しておりますけれども、定期健診のような、これはきちんとなされておりますが、健康相談日というのが毎月実施日というのがあるんですが、この実施者数というところが全くないのは、やはり1人もいらっしやなかったということなんですか。

この3点、伺います。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃物の再利用に関して御答弁させていただきます。

当初計画で固形燃料化を1,574トン計画しておったんですが、実際は1,360トンとなりました。それから、くずガラスの再利用を330トン計画しておりましたが、これも212トンということで、かなり量が少なくなりましたものですから、減額となりました。

○施設管理課長（蛭田義一） 厚生施設の利用者に対しての利用しやすい方法ということでございますが、私どもでは市民の方々に一層利用していただきたいということで、きめ細かいサービス及び施設管理を図っております。交通手段といたしましては、近隣のスポーツ施設みたく送迎バスを出すことについては、当組合としては今のところは考えておりません。公共交通につきましては西武バスが西団地まで来ていますので、それをお勧めしているような形しかとらせていただいております。また、この施設をある程度周知されている方々に対してもう少しリピーターをふやすためには、野球場の多目的な使用、またはプールなどでは目的を持った、要するに教室みたいなものを開きながら、リピーターをふやしていきたいと思っております。

○総務課長（大野常雄） 議員のおっしゃっていましたが健康相談日というのは、月1回、私どもで労働安全衛生委員会を開催して、産業医の方が必ず出席していただいているんですけども、それが終わった後、職員には連絡して、先生が来ているので御相談ある方ということだったんですけども、平成17年度においては実際相談の方がおられなかったというのが現状でございます。

○8番（小野幸子） せっかくこういう相談日を設けてあるんですから、なるべく本当に、それは健康も大丈夫だとおっしゃる、それはそんな必要がないなら結構なんですけど、やはり受けやすいそういうふうなことを心がけてあげなければいけないのではないかと思います。

それから、固形燃料化の問題なんですけど、この間みんなで羽村に行きましたときに、硬質のプラスチック類もプラスチックからプラスチックへということで、再利用していたということを聞いてまいりましたんですけど、やはり私は燃やすよりはそういうことでの再利用ということを考えていく必要があるのではないかなと思うんですね。その辺どのようにお考えでしょうか。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃物の再利用の件でございますが、今、議員のおっしゃったとおり、硬質系のもは再利用ということで回させていただいています。これはセメントをつくる際の燃料と、原料という形になっております。ですから、単に焼却をしているということではないということで御理解いただけるとありがたいのですが、よろしくお願いたします。

○議長（相馬和弘） 小野議員、よろしいですか。

○8番（小野幸子） はい。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

○8番（小野幸子） いろいろと大変な中でよく執行されていると思うんですけども、私はこの決算には反対の立場で討論に参加するんですが、やはり今質問いたしました固形燃料化の問題なんですね。確かにセメントのRPFかなんかということでしょうけど、やはり燃すことには変わらない。今、地球温暖化とかいろんな中で、そういうことでなく、プラからプラへという利用の仕方ということをやはり追求していった方がいいのではないかと考えております。そういうことで、私はこの予算の執行、この部分に対して反対がありますので、反対させていただきます。

○議長（相馬和弘） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 今回の決算を見せていただきまして、いわゆる限られた条件の中で最大限の努力をされているなど、このようにきちんと私は評価をしておきたいと、このように思います。したがって、賛成いたします。

○議長（相馬和弘） 次に、反対の方の討論をお受けいたします。

○2番（白石玲子） 平成17年度、本当に決算の内容を見れば、また先ほどの質疑の中でも担当の方をはじめとして、組合全体として御努力いただいておりますし、やはりさまざまな面での改善点というのは図られていると思います。その点についての評価ということはきちんとしておきたいと思います。ただ、大変申しわけないんですけども、RPFの問題につきましては、それぞれのお考え、また見解の相違ということはあるかもしれませんが、私どもとしてはやはりその安全性の問題、そしてまた脱焼却という方向をぜひとも目指していただきたいという点から、リサイクルの問題につきましてはさらに研究を深めていただきたいと、そういった意味で、今回につきましては反対をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（相馬和弘） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手多数であります。よって、議案第11号、平成17年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定をされました。

これで予定をしております日程は終了ではございますけれども、議員から何かございましたらお受けをいたします。

○2番（白石玲子） 午前中の質疑の中でも申しましたけれども、小金井市の受け入れの件に関しましては、柳泉園組合の担当者の方は大変御苦労いただいている、それなりに対応されていらっしゃると思いますし、また管理者の御努力もやはり評価をしていきたいと思います。ただ、午前中にも申し上げましたけれども、これまでの二枚橋衛生組合を含めて、小金井市のごみ処理に関する計画が一体どのような形でこれまで行われていたのか、それに伴いまして今後の計画というのがいま一つ明らかにされていない時点での受け入れということは、広域的な支援ということに関しましてはお互いさまというか、それぞれのお立場がありますので、すべて否定するものではないんですけども、やはり慎重に考えていかなければいけない部分だと思います。そういった面で小金井市に向けまして、これまでの経過説明、そしてまた今お持ちの方針、そういったものも含めまして、やはり柳泉園組合と、それから私ども柳泉園組合議会の方に御説明をいただけるように申し入れをさせていただきたいと思いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） ただいま白石議員から広域支援の関係で小金井市に議会として申し入れをしたい旨の提案がありました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前、白石議員より小金井市に対する申し入れを柳泉園組合議会として申し入れ書を提案したい旨の発言があり、休憩中にその文書が皆様のお手元に出されたところでございます。休憩中の協議が調いまして、この文書をもって申し入れをするということが御確認をとれましたので、議会の総意として議長名をもって小金井市長に申し入れ書を出すことを確認を、合意をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） よろしくお願ひいたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 相馬和弘

議員 並木克巳

議員 白石玲子